

音楽指導者派遣事業とは

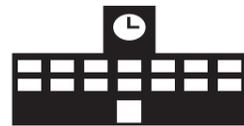
浜松市アクトシティ音楽院では、特に音楽の指導に優れた方々に音楽指導者派遣事業へ登録していただき、音楽による開かれた地域づくり、学校づくりをサポートするため、市内の教育機関・音楽団体等に音楽指導者を派遣しております。

派遣時間数

- ・一団体につき、前期・後期合わせて最大8時間まで
- ※リトミックについては、前期・後期合わせて2回まで
- ※一回あたり15分単位で申請してください。
- ☆合唱の対外的なコンクール出場団体に限り、従来の派遣枠に+最大8時間まで申請することができます。
- ※市内公立小中学校に限らせていただきます。
- ※この時間枠は対外的なコンクール出場に向けた指導以外の目的ではご利用いただけません。

派遣対象

- ・浜松市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、その他教育機関
- ・浜松市内で音楽活動を行っている団体
- ・営利、宗教、政治を目的としない団体
- ・その他音楽院が適当と認めた団体



派遣された指導者への謝礼

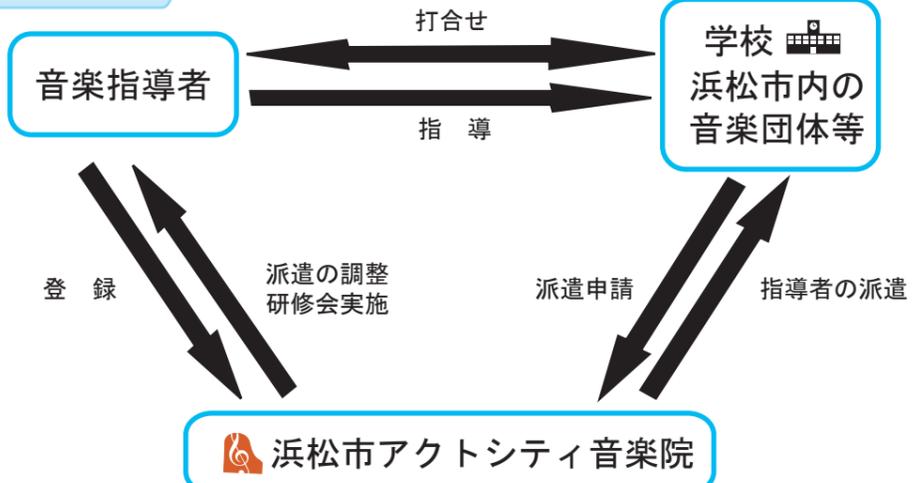
- ・派遣希望者が用意する必要はありません。音楽院から一定限度の謝礼（交通費弁償分）を登録者へお支払いします。

指導できる内容

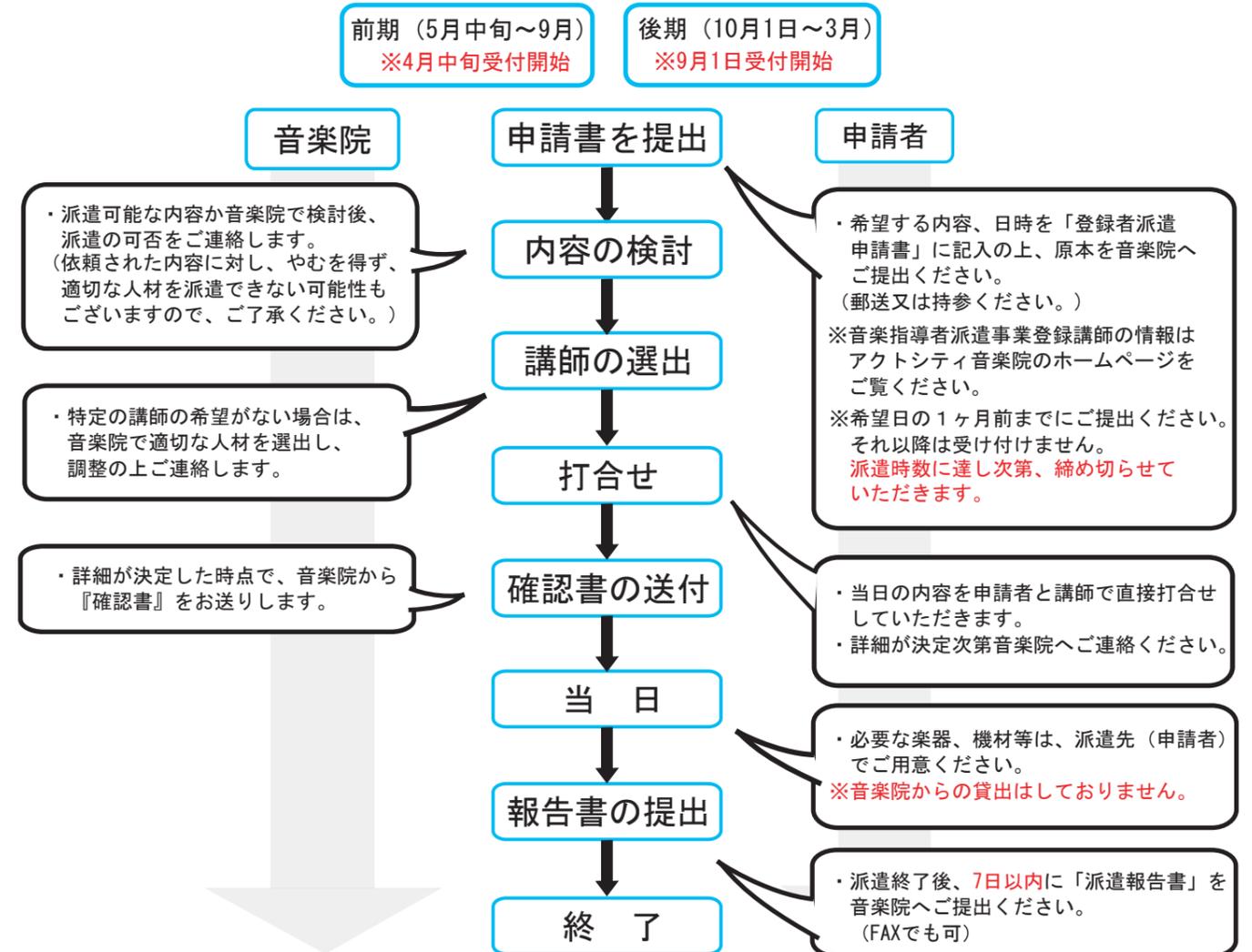
- 声乐（合唱等）
- 管楽器
 - 木管楽器（フルート・オーボエ・クラリネット・ファゴット・サクソ・リコーダー等）
 - 金管楽器（トランペット・トロンボーン・ユーホニウム・ホルン等）
- 打楽器（マリンバ・ドラム等）
- 弦楽器（ヴァイオリン・ヴィオラ・チェロ・コントラバス・ギター等）
- 和楽器（和太鼓・尺八・横笛・大正琴・三味線・箏等）
- その他（オカリナ・リトミック・合奏・伴奏ピアノ等）



事業のしくみ



派遣申請から当日までの流れ



※途中変更がある場合は必ず音楽院へ連絡をしてください！
 ※申請書・報告書はホームページからダウンロードできます。
 URL <http://www.actcity.jp/hacam/>